

お知らせ

■ご存知ですか？ 検察審査会制度

交通事故・詐欺・脅しなどの被害にあったが、検察官がその事件を裁判所に起訴してくれない。このような不満をお持ちの方は、検察審査会事務局にご相談ください。費用は無料で、秘密は固く守られます。

【問合せ先】

米子市西町62番地（鳥取地方裁判所米子支部庁舎内）

米子検察審査会事務局

☎ 222・2205（代表）

サマージャンボ宝くじの賞金は  
1等・前後賞合わせて5億円！

1等 4億円×26本  
前後賞各 5,000万円×52本

発売期間は7月9日から7月27日まで

■裁判所見学会開催  
日 時／6月13日（水）

午後1時～4時

場 所／鳥取地方・家庭裁判所米子支部（米子市西町62）

内 容／刑事裁判の傍聴、法廷見学、裁判員制度の説明  
定 員／25人（申込受付順）

申込方法／電話でお申し込みください

【申込先】

鳥取地方裁判所米子支部庶務課

☎ 222・2205

■法務局サンデー相談所開設

日 時／6月24日（日）

午前10時～午後4時

場 所／鳥取地方法務局米子支局（米子市旗ヶ崎二丁目10番12号）

相談員／法務局職員及び公証人

内 容／遺言、相続、登記、戸籍、人権、供託、心配ごとなど何でも相談に応じます

その他／相談は無料で、秘密は厳守します

【問合せ先】

鳥取地方法務局総務課

☎ 222・6161

■7月1日より育児・介護休業法が全面施行されます

男女ともに仕事と家庭を両立できる働き方の実現を目指し、平成21年育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員100人以下の事業主にも適用になります。

適用となる制度	制度の概要
①短時間勤務制度	3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合は、短時間勤務（1日の労働時間が原則として6時間）ができる制度
②所定外労働の制限	3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合は、残業が免除される制度
③介護休暇の制度	要介護状態にある対象家族の介護他の世話をする従業員が申し出ることにより、対象家族が一人であれば年に5日まで、二人以上であれば年に10日まで休暇を所得出来る制度

公民館講座のご案内

「目で見る古事記」  
山陰の神々をたずねて

6月から9月の毎月1回、「目で見る古事記」山陰の神々をたずねて」と題した講座を開催します。

講師は、米子市高齢者大学の郷土史講座で知り合った二人の「ことぶき劇団ふたり」さんです。どなたでも参加できますのでお気軽にお越しください。

■日にち／6月20日（水）

7月20日（金）

8月24日（金）

9月14日（金）

■時間／午後1時30分～午後3時

■場 所／南部町公民館多目的ホール（天萬庁舎内）

※この講座は、ことぶき大学公開講座として開催します。

